

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第4号）

件名 教員の生徒指導行為に対する措置等に係る保有個人情報の非訂正決定に対する異議申立ての件

訂正請求年月日 平成18年5月2日

実施機関の決定年月日 平成18年7月11日、同年8月29日、同年9月29日

実施機関（担当課） 富山県教育委員会（教職員課）

決定内容 非訂正決定

非訂正理由 ・実施機関の判断、評価等は、訂正請求の対象とはならない。
・一部請求内容が事実と合致することを証明する資料が提出されなかった。
・その他の請求内容も事実とは認められず、訂正を要しない。

異議申立て年月日 平成18年10月27日、同年11月23日

異議申立ての内容 非訂正とされた部分の訂正（書換え、削除又は追加記載）を求める。

諮問年月日 平成18年12月19日

答申年月日 平成19年5月25日

答申の概要

< 審議会の結論 >

実施機関が、異議申立ての対象となった保有個人情報について行った非訂正決定は、妥当である。

< 審議会の判断 >

1 調査審議の考え方及び方法

条例第27条第1項は、開示決定等に基づき開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができる旨規定しており、ここでいう「事実」とは、客観的に確定される真実の情報をいい、客観的に正誤を判定することができない個人に対する評価、判断等の内容については、訂正請求の対象とはならないものとされている。ただし、実際には、事実と評価、判断等とが混在しているなど、そのいずれであるかを明確に区分することが困難な場合も十分想定され、具体的な事例に則してその都度検討する必要がある。

本審議会では、異議申立てに係る訂正請求に理由があり、訂正を要するかどうかを調査審議するものであるが、これは、裁判手続のようにあらゆる証拠を吟味し、対象保有個人情報の真偽を客観的に確定しようとするものではなく、簡易迅速を旨とする行政不服審査手続の趣旨に配慮し、異議申立人の主張及び証拠として提出された資料、実施機関の説明等に基づき、相当程度の確からしさで異議申立人が訂正を求める内容が事実と合致すると認められる場合には、訂正請求に理由があるとの判断をすることになる。

なお、条例第29条には、訂正請求に基づく訂正は、当該保有個人情報の利用目的の達成に必

要な範囲内で行う旨が規定されており、利用目的との関係で訂正をする実益がない場合は、訂正を要しないものであることに留意する必要がある。

2 訂正請求 1

本件請求は、 高校における平成 年度の異議申立人の校務分掌に関し、当時、本人が了解していなかったにもかかわらず、同高校の「第0回校務運営委員会・記録」という文書に「了解をとった」という副校長の発言が記載されているとして、訂正を求めるものである。

一般に、会議録は当該会議であった発言の内容を記録する目的で作成されるものであり、その訂正請求の対象となる「事実」は、実際に発言した内容であると思料されるところ、異議申立人は、発言の前提となる別の事実（自分は了解していないこと）について強調するのみで、副校長が実際に当該発言をしていないという事実に関しては、そのような発言をするはずがないと主張しているものの、これを裏付ける立証は何らしていない。

一方、実施機関からは、今回改めて当時の副校長本人から事情聴取を行ってその発言内容を確認し、校務分掌という場合には授業時間数の増減は含まないものと通常認識されていることから、そういう意味での校務分掌が異議申立人の希望どおりであったため、「了解をとった」と発言した旨の説明があったところである。

以上のことから、本件請求に理由があるとは認められない。

3 訂正請求 2

本件請求は、平成 年に異議申立人が生徒の頭部を平手で叩いたとされ、当時、実施機関がその事件処理等のために作成した「 高等学校教諭の体罰及び暴言に対する処分について」と題する文書に記載された事件の概要について、実際には当該生徒の髪ゴムの部分を軽く触っただけであり、誤った事実認識に基づいているとして、訂正を求めるものである。

この点について実施機関からは、今回改めて当時の副校長及び生徒指導主事に事情聴取を行い確認した上で、訂正の必要はないと判断したこと、及び後段部分については、実施機関の判断を記載したもので、訂正請求の対象とはならないことについて説明があった。

これに対し、異議申立人からは、当該生徒を殴ったりはしていないことを証明する資料として、当該生徒の当時のクラスメートの一人が、自らの記憶と、同じくクラスメートであった他の3名に聞き取り調査を行った結果を整理した電子メールを出力したものが提出されているが、この資料からは、異議申立人が当該生徒を殴っていないことが事実であるとは認められず、むしろ、体罰又は少なくともそれと誤解される行為を行っていたと考えるのが自然であるといわざるを得ない。また、後段部分に係る異議申立人の主張は、事実と判断のいずれかを検討するまでもなく、前提を欠き失当である。

以上のことから、本件請求に理由があるとは認められない。

4 訂正請求 3

本件請求は、上記訂正請求 2 に係る文書に基づく事件処理の内容を実施機関が当該高校の校長に指示する等のために併せて作成された「体罰及び暴言を加えた教員の処分について(通知)」

と題する文書に記載された異議申立人への指導内容について、同じく事実誤認に基づいているとして、訂正を求めるものである。

この点について実施機関からは、「生徒の一部から授業を受けたくないなどと苦情が出るなどしており」の部分は、上記3と同じく、当時の副校長及び生徒指導主事に事情聴取を行い確認した上で、訂正の必要はないと判断したこと、及びその他の部分については、実施機関の評価又は判断を記載したもので、訂正請求の対象とはならないことについて説明があった。

これに対し異議申立人は、まず、上記事実の部分について、異議申立人に反抗的であった一部の生徒の言い分を鵜呑みにしたものであることは、3で取り上げた電子メールに記載された供述から明らかであると主張する。しかしながら、そこに登場する4名のうち3名までは「覚えていない」としており、残る1名も「言っていた事は覚えているが、怒られた数名の感情的なものと思っている」と、そのような声が出ていたこと自体は認めている。また、実施機関の事情聴取においては、生徒からの異議申立人に関する苦情は、担任や生徒指導主事に対して多々あったとされており、当該部分が事実でないとは認められない。

次に、異議申立人は、上記部分等はここで問題となっている体罰と誤解される行為とは関係のない事項であり、ここに記載されるべきものではない旨主張する。しかしながら、この部分は、所属長から異議申立人に指導すべき内容を的確に指示するために記載されているものと認められ、特に不自然なものではなく、異議申立人の見解は採用できない。

さらに、異議申立人は、実施機関の評価、判断等が記載されているとしても、それは体罰と誤解される行為があったという不当な擬制に基づくものであり、訂正されるべきであると主張するが、体罰と誤解される行為がなかったとは到底認められないことは、すでに3で述べたとおりであるから、同じく主張の前提を欠き失当である。

以上のことから、本件請求に理由があるとは認められない。

5 訂正請求4

本件請求は、上記訂正請求2及び3に係る事件処理の前提として、当該事件のあった高校の校長が作成した「年 科生徒 の指導過程における抗議に係る経過報告」と題する文書のうち、「10月7日(水)」に異議申立人が校長等から呼び出し注意を受けたことに係る記載事項(時刻及び内容)について、訂正を求めるものである。

まず、時刻については、実施機関から、今回改めて当該注意を行った当事者である当時の校長及び副校長に事情聴取を行い確認した上で、訂正の必要はないと判断したとの説明があったのに対し、異議申立人は、当時の状況をメモした自らの教務手帳の写しを証拠資料として提出し、呼び出しを受けたのは午前10時ではなく、午後の5限目であったと主張している。しかしながら、上記1で述べたとおり、利用目的との関係で請求に係る訂正をする実益がない場合は、訂正を要しないものとされているところ、本件呼び出し注意の時刻がいつであったかということが、この保有個人情報の利用目的に影響を与えるものとは、およそ認められない。

したがって、当該時刻が実際にいつであったかはともかく、この点について訂正を要するも

のとは認められない。

次に、注意の内容については、当該注意が誤った事実を前提としてされたとして訂正を求めているが、そのような呼び出し注意が実際になされたという事実そのものは、異議申立人も認めており、また、その前提となった体罰と誤解される行為の存在が否定できないことは、上記3及び4で繰り返し述べたとおりであるから、この点について、本件請求に理由があるとは認められない。

別記

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成18年12月19日	諮問書を受理
平成18年12月21日	諮問実施機関に非訂正理由説明書の提出を依頼
平成19年 1月10日	非訂正理由説明書を受理
平成19年 1月15日	異議申立人に非訂正理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成19年 2月 2日	異議申立人の意見書を受理
平成19年 2月23日 (第20回審議会)	諮問事案の概要説明・審議
平成19年 3月20日 (第21回審議会)	審議
平成19年 4月26日 (第22回審議会)	実施機関の職員から非訂正理由説明を聴取 異議申立人から意見を聴取 審議
平成19年 5月25日 (第23回審議会)	審議・答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	役職名	備考
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士 金沢大学法科大学院教授	会長
堀 内 道 子	前富山県婦人会会長	
森 田 外 治	元城端町助役	

(参考)

富山県個人情報保護条例(抄)

(訂正請求権)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第35条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) (略)

2～4 (略)

(訂正請求の手續)

第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(3) (略)

2 訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類又は資料を提示し、又は提出しなければならない。

3～4 (略)

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。